

第128回福島市都市計画審議会



令和7年2月27日

福島市都市政策部都市計画課

議案第280号 県北都市計画道路の変更（案）について
（3・5・128号 平野瀬上線）

議案第281号 県北都市計画道路の変更（案）について
（3・4・145号 渡利東浜町線）

報告案件 福島市立地適正化計画の改定について

長期未着手都市計画道路見直しの経過

令和3年度

11月 各路線の評価方法決定（第121回都市計画審議会）

5月 見直し案の策定（第122回都市計画審議会）

令和4年度

8月 地域代表者への説明

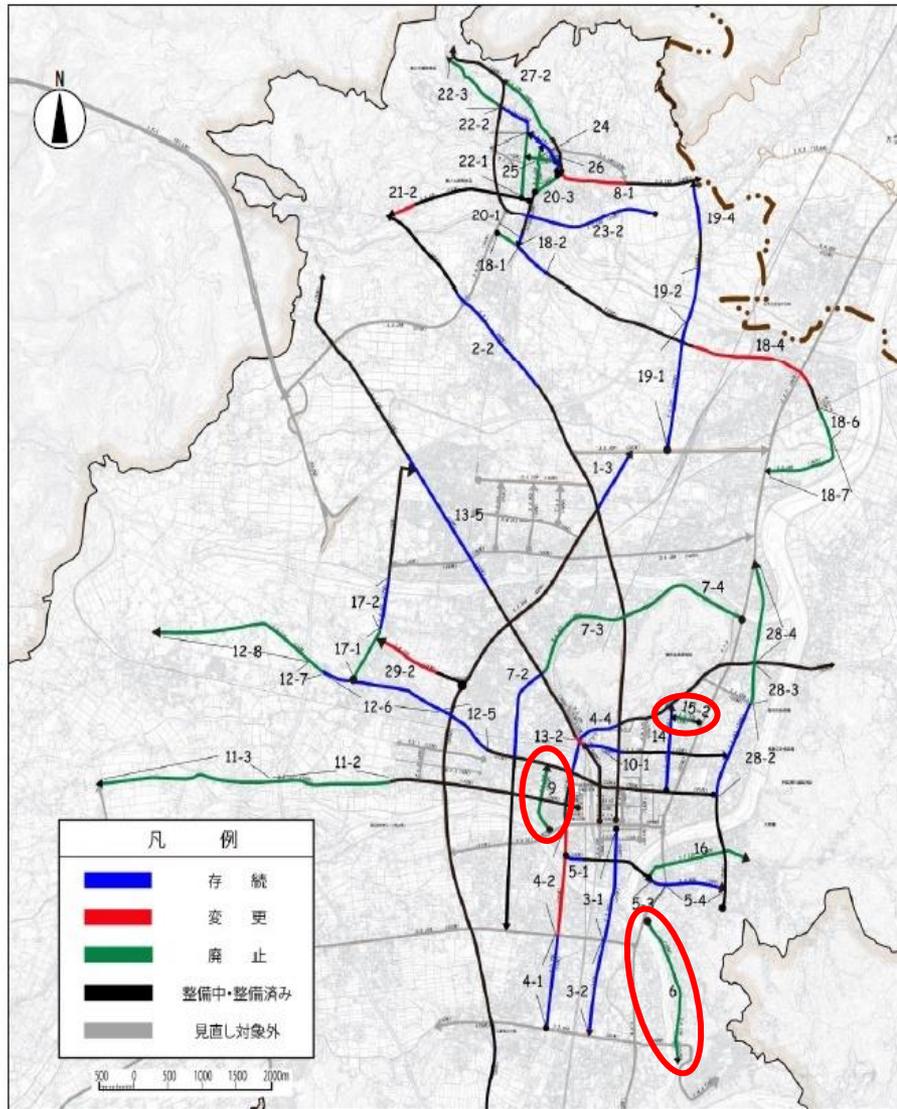
1月 パブリックコメント実施

3月 全体見直し案の決定（公表）

令和5年度

3月 見直し候補路線のうち3路線（約3.5km）を廃止
（第127回都市計画審議会）

長期未着手都市計画道路見直しの経過



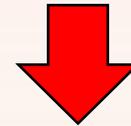
全体見直し計画

R5.3月時点

	路線数	区間	延長
存続	18路線	25区間	約24.7km
変更	6路線	6区間	約5.6km
廃止	15路線	22区間	約24.4km

3路線の廃止決定

R6.3.15



3路線	3区間	約3.5km
-----	-----	--------

現在の見直し計画

R6.3月時点

	路線数	区間	延長
存続	18路線	25区間	約24.7km
変更	6路線	6区間	約5.6km
廃止	12路線	19区間	約20.9km

議案第280号

県北都市計画道路の変更（案）について

（3・5・128号 平野瀬上線）

平野瀬上線の変更概要

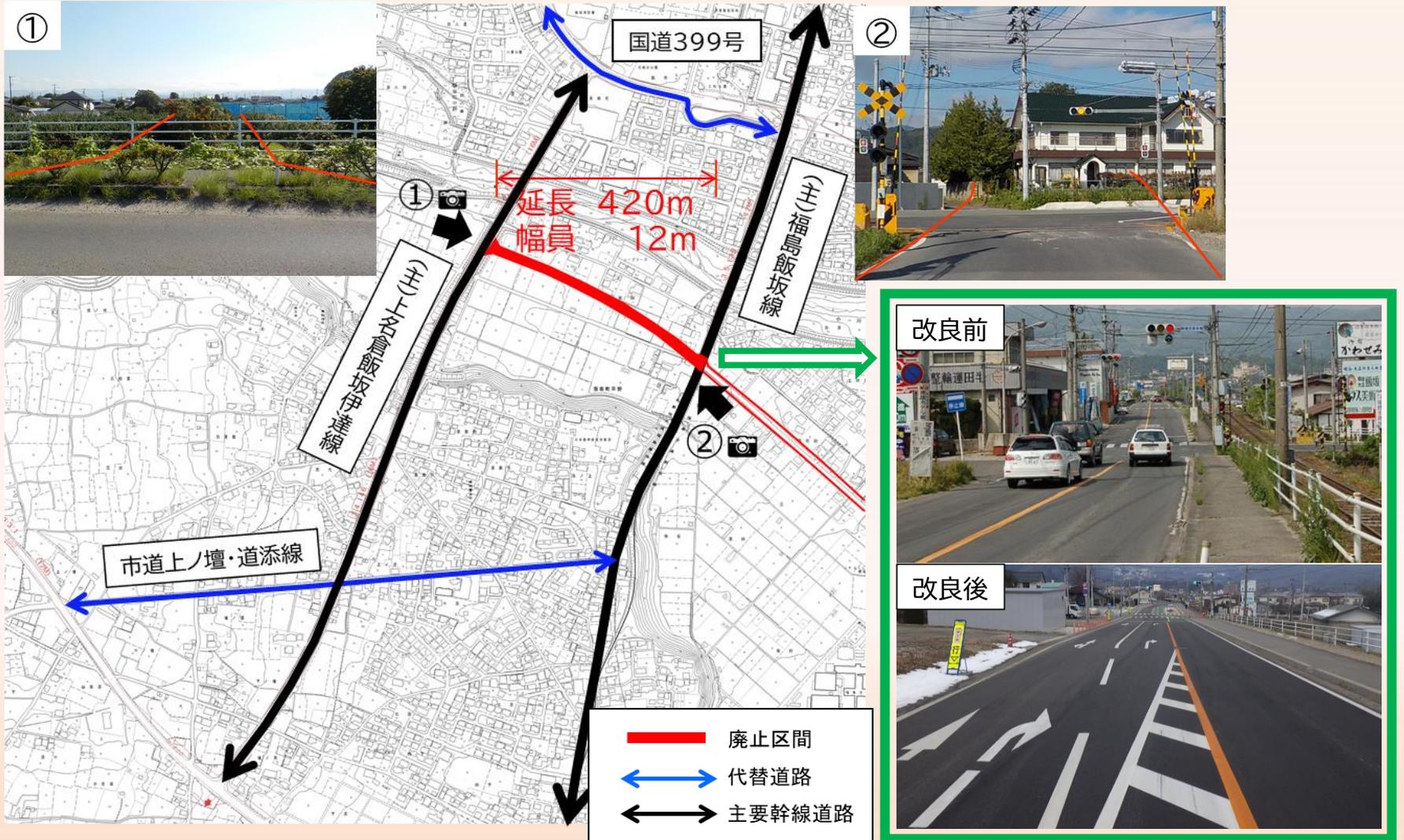
	変更前	変更後
名称	3・5・128 平野鎌田線	3・5・128 平野瀬上線
起点	飯坂町平野 字殿田	飯坂町平野 字境田
終点	鎌田字樋口	瀬上町字薬師前
計画延長	L=7,110m	L=4,870m
計画幅員	W=12m	W=12m
構造	地表式2車線	地表式2車線
決定年月日	昭和42年 10月9日	令和7年 3月下旬



- 廃止予定区間
- 整備済区間
- 主要幹線道路

平野瀬上線の区間廃止について①

飯坂町平野区間の詳細

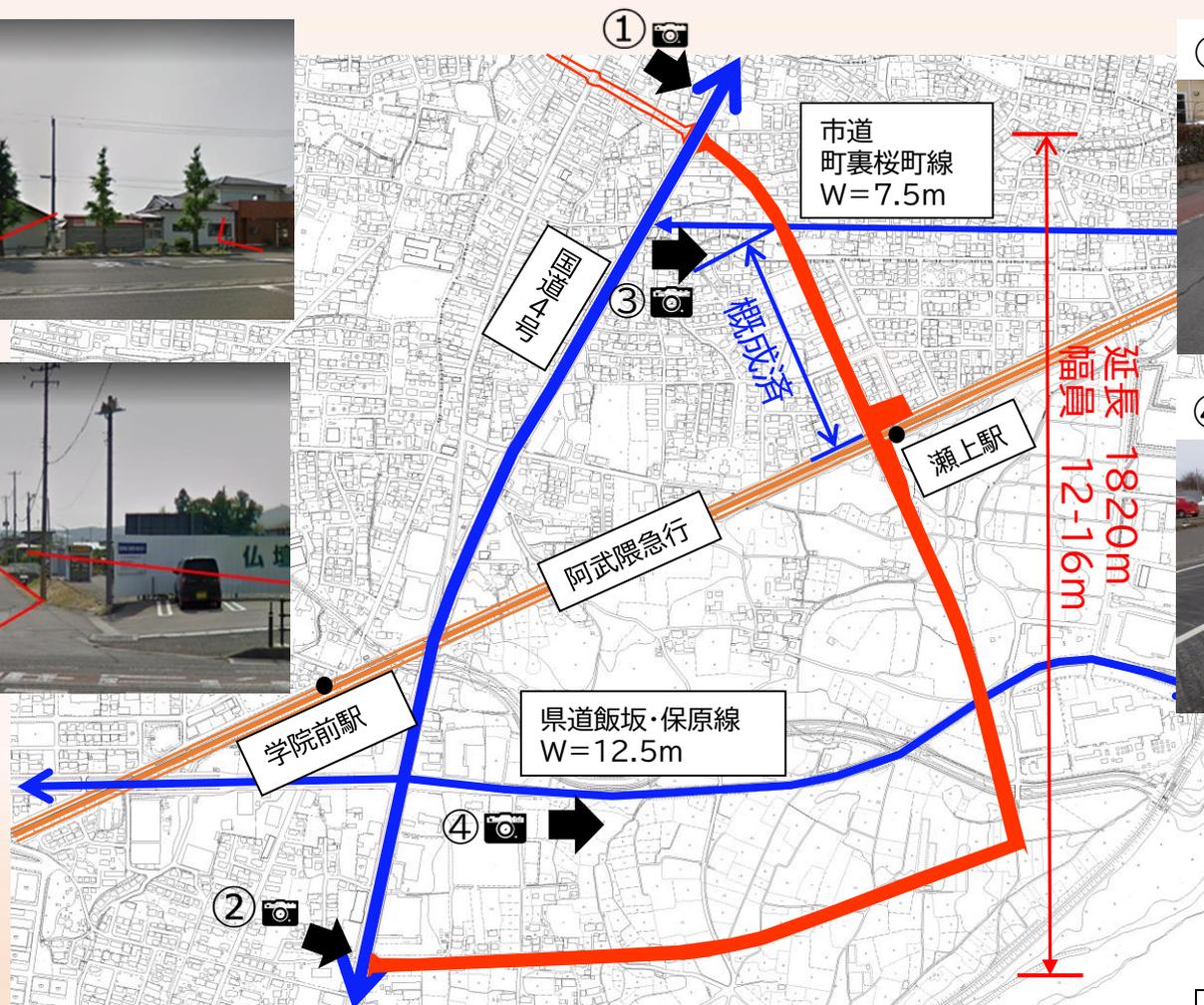


平野瀬上線の区間廃止理由①

飯坂町平野区間については、当該路線と並行する幹線道路国道399号と市道上ノ壇・道添線が代替機能を有しており、また現道の県道福島飯坂線と県道飯坂瀬上線の交差点が改良され渋滞緩和が図られていることから、将来交通ネットワーク上支障がないため、廃止する。

平野瀬上線の区間廃止について②

瀬上-鎌田区間の詳細



平野瀬上線の区間廃止理由②

国道4号から概成済みまでの区間は、市道町裏・桜町線、阿武隈急行瀬上駅南側から国道4号までの区間は、国道4号及び県道飯坂・保原線が代替機能を有しているほか、将来交通ネットワーク上支障がないため、廃止する。

平野瀬上線 住民等への説明会

日 時 : 令和6年10月24日 (木) 昼夜 2 回開催
29日 (火) 昼夜 2 回開催

会 場 : 北信支所 2階会議室

対象者 : 土地・建物の権利者・隣接者
(102名 : 直接通知)
近隣住民 (関係町会6町会へ通知を回覧)

参加者 : 27名 (4回合計)
※欠席者 (権利者) へ後日資料・要旨を送付

平野瀬上線 住民等への説明会

主な意見等

- 存続区間は整備するのか。
→将来的に整備していく予定。
- 瀬上鎌田区間について、休耕地が増え、本路線の整備は期待していた。
計画廃止する場合、現道の狭小区間を改良してほしい。
→地域の優先順位を勘案し、対応することとなる。
- 飯坂平野区間について、県道の交差点改良時に本路線は今後整備されると聞き、整備されれば利便性が高まるため、廃止には反対である。
→周辺道路網が、当該区間の代替機能を有しており、将来交通ネットワーク上支障がないため、見直し案で区間の廃止とした。

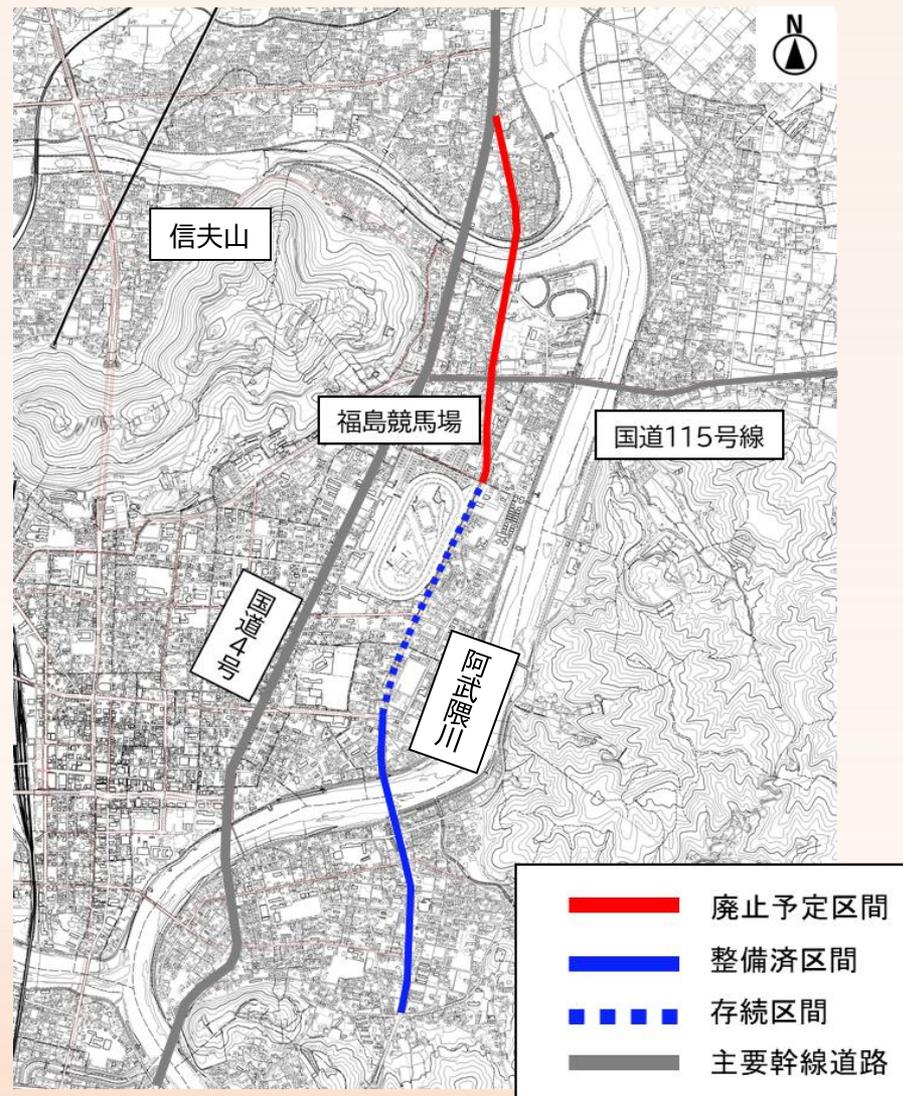
議案第281号

県北都市計画道路の変更（案）について

（3・4・145号 渡利東浜町線）

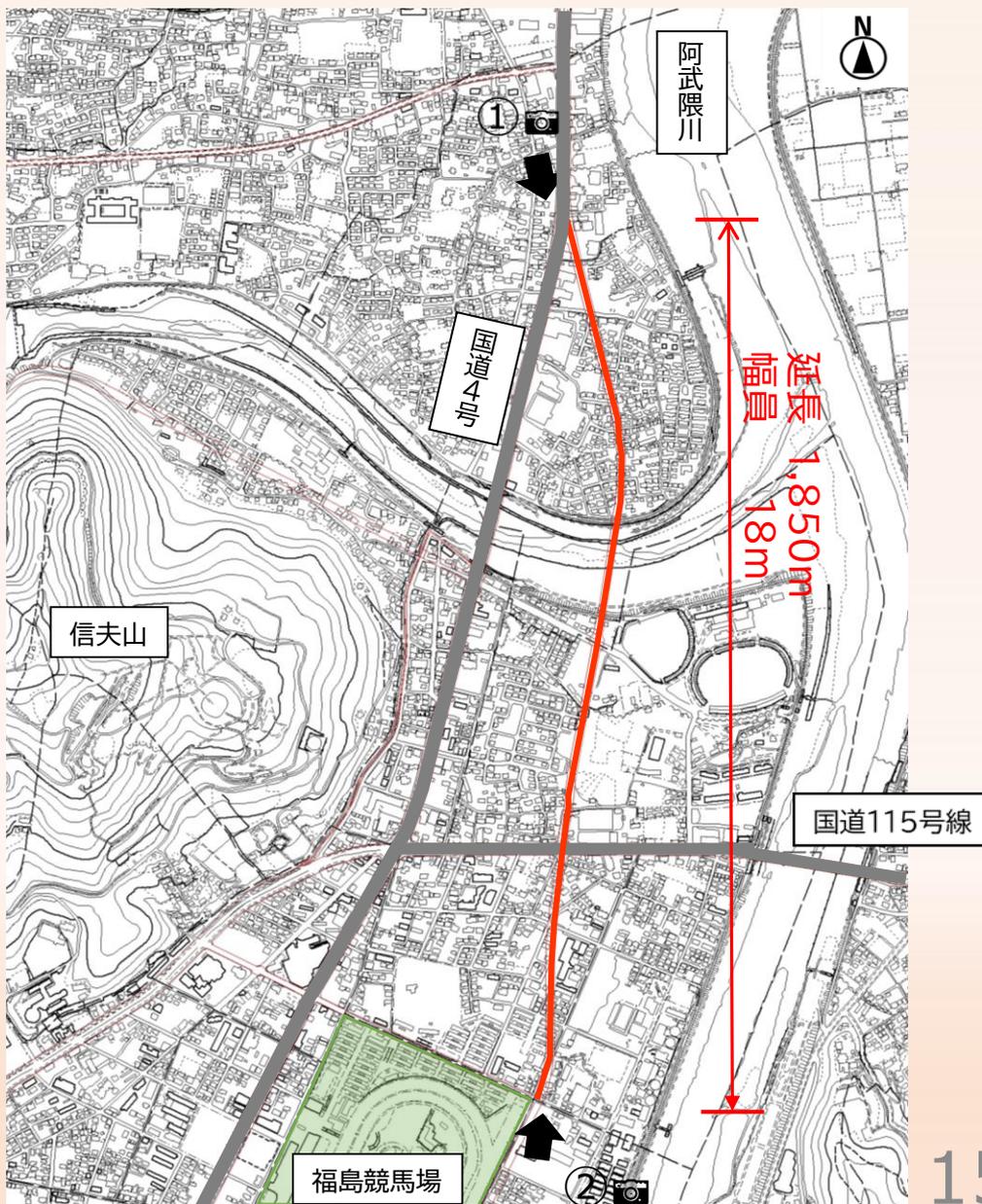
渡利東浜町線の変更概要

	変更前	変更後
名称	3・4・145 渡利本内線	3・4・145 渡利東浜町線
起点	渡利字櫛町	渡利字櫛町
終点	本内字北町裏	東浜町
計画延長	L=4,680m	L=2,830m
計画幅員	W=18m	W=18m
構造	地表式2車線	地表式2車線
決定年月日	昭和56年 7月3日	令和7年 3月下旬



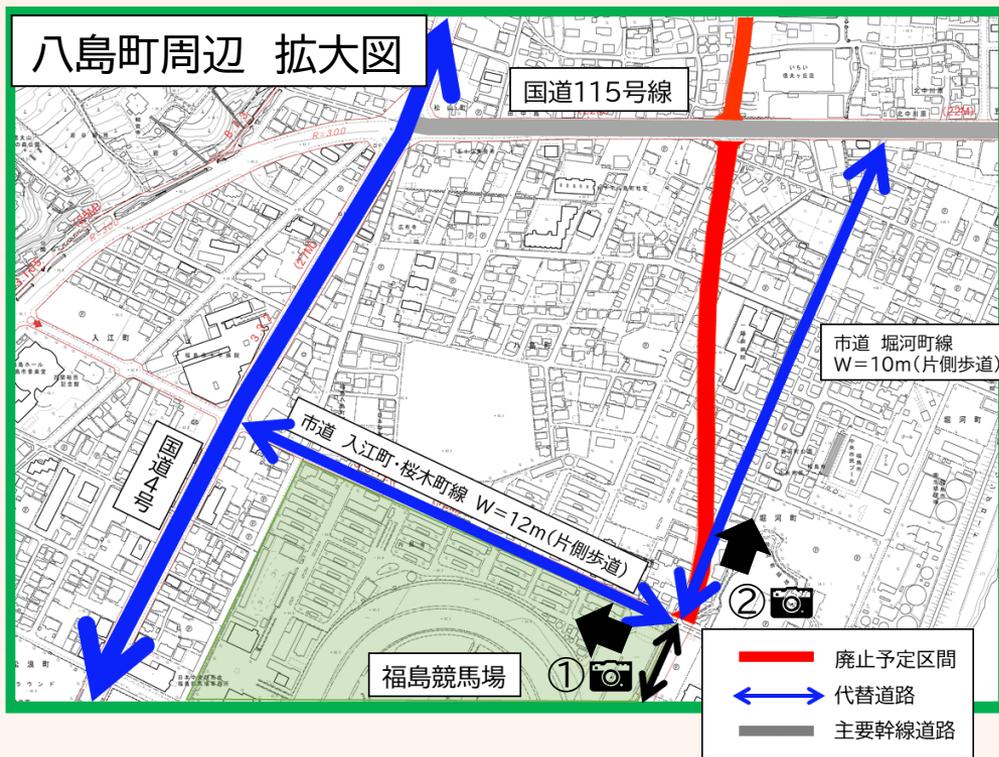
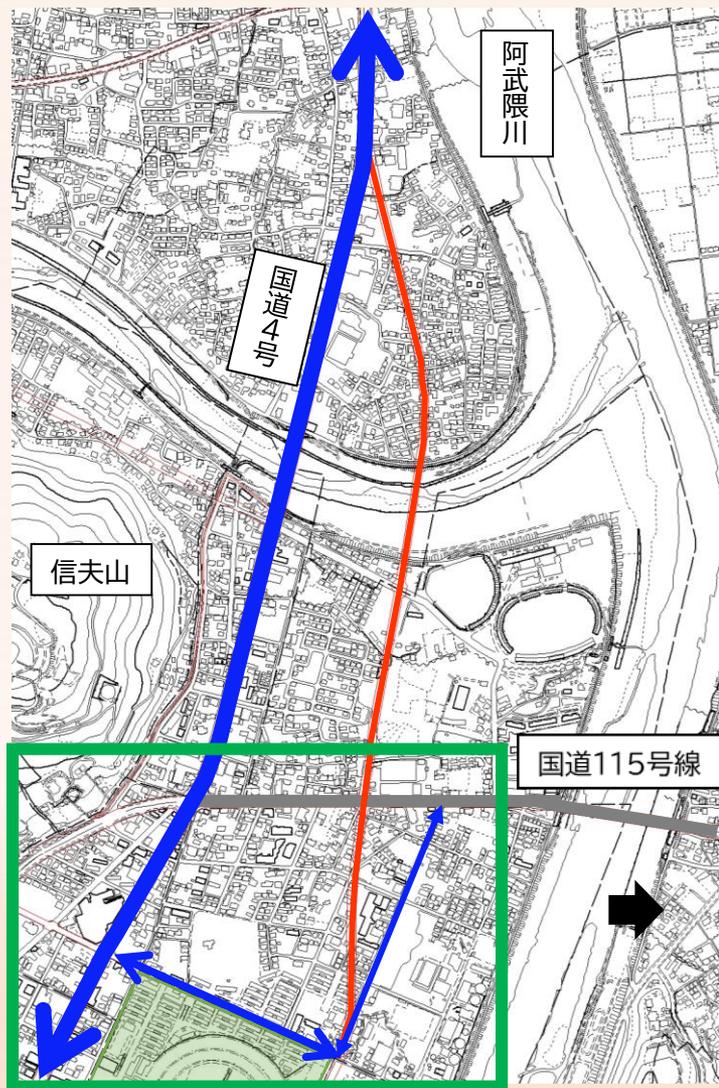
渡利東浜町線の区間廃止について

廃止区間の詳細



渡利東浜町線の区間廃止について

周辺道路網との関係



渡利東浜町線の区間廃止理由

令和4年度に拡幅工事が完了した市道入江町桜木町線と市道堀河町線はそれぞれ国道4号、国道115号に接続しており、当該区間の代替機能を有している。

また、当該区間と並行する国道4号の区間については、見直し後の将来交通ネットワーク上支障がないため、廃止する。

渡利東浜町線 住民等への説明会

日 時 : 令和6年11月21日 (木) 昼夜 2 回開催
26日 (火) 昼夜 2 回開催

会 場 : 北信支所 2階会議室
市民会館 第2ホール

対象者 : 土地・建物の権利者・隣接者
(200名 : 直接通知)
近隣住民 (関係町会5町会へ通知を回覧)

参加者 : 36名 (4回合計)
※欠席者 (権利者) へ後日資料・要旨を送付

渡利東浜町線 住民等への説明会

主な意見等

- 本内地区は、狭小な道路が多い。廃止になった場合、他の代替的な案はあるか。
 - 代替的な道路改良の計画はない。狭小な生活道路の改良は、地域の優先順位を勘案し対応することとなる。
- 計画道路の廃止に伴い、土地の評価額や固定資産税の評価額に変化はあるか。
 - 変化はない。
- 本路線は、災害等で国道4号松川橋が不通になった場合、迂回路としての必要性はあるのではないか。
 - 国道4号は、緊急避難路や輸送路に指定されている重要な路線であるため、国が災害等に備え、耐震補強工事等を行っている。

渡利東浜町線 住民等への説明会

主な意見等

- 五十辺地内の開発行為で道路用地として確保している土地の廃止後の取扱いはどうなるか。
→今後売却も含めて、土地利用を検討する。
- 五十辺地内において、都市計画道路に隣接する前提で土地を取得し、住宅を建築した。廃止後、一般に売却されると住環境が変化するおそれがあるため、反対である。
→周辺道路網が、当該区間の代替機能を有しており、将来交通ネットワーク上支障がないため、見直し案で区間の廃止とした。
- 代替路線の市道堀河町線は、国道115号交差点付近が狭く、渋滞が発生している。代替路線と位置づけする場合、現道の改良が必要ではないか。
→将来的に、競馬場東側の現道改良を計画する際に合わせて検討をする。

意見聴取の趣旨

説明会において、数件の意見があったことから、欠席された方からも意見を聴取するために下記により意見を募った。

期 間： 令和6年12月 2日（月）～16日（月）

通知方法： 説明会開催要旨とともに書面にて通知

受付方法： 福島市オンライン申請システム

対象者： 土地・建物の権利者・隣接者
(200名：直接通知)

意見数： 2件

渡利東浜町線 意見の聴取

意見内容

○一部賛成。居住地域（五十辺地区）は、交通量が多いが道幅が狭く、歩道がない。最低限の道路拡幅や歩道の整備を行ってほしい。

⇒地域の優先順位を勘案し対応することになる。

○道路予定地を概ね市で確保しているが、信夫ヶ丘球場付近の3棟についても開発時点ですべて確保すべきではなかったか。

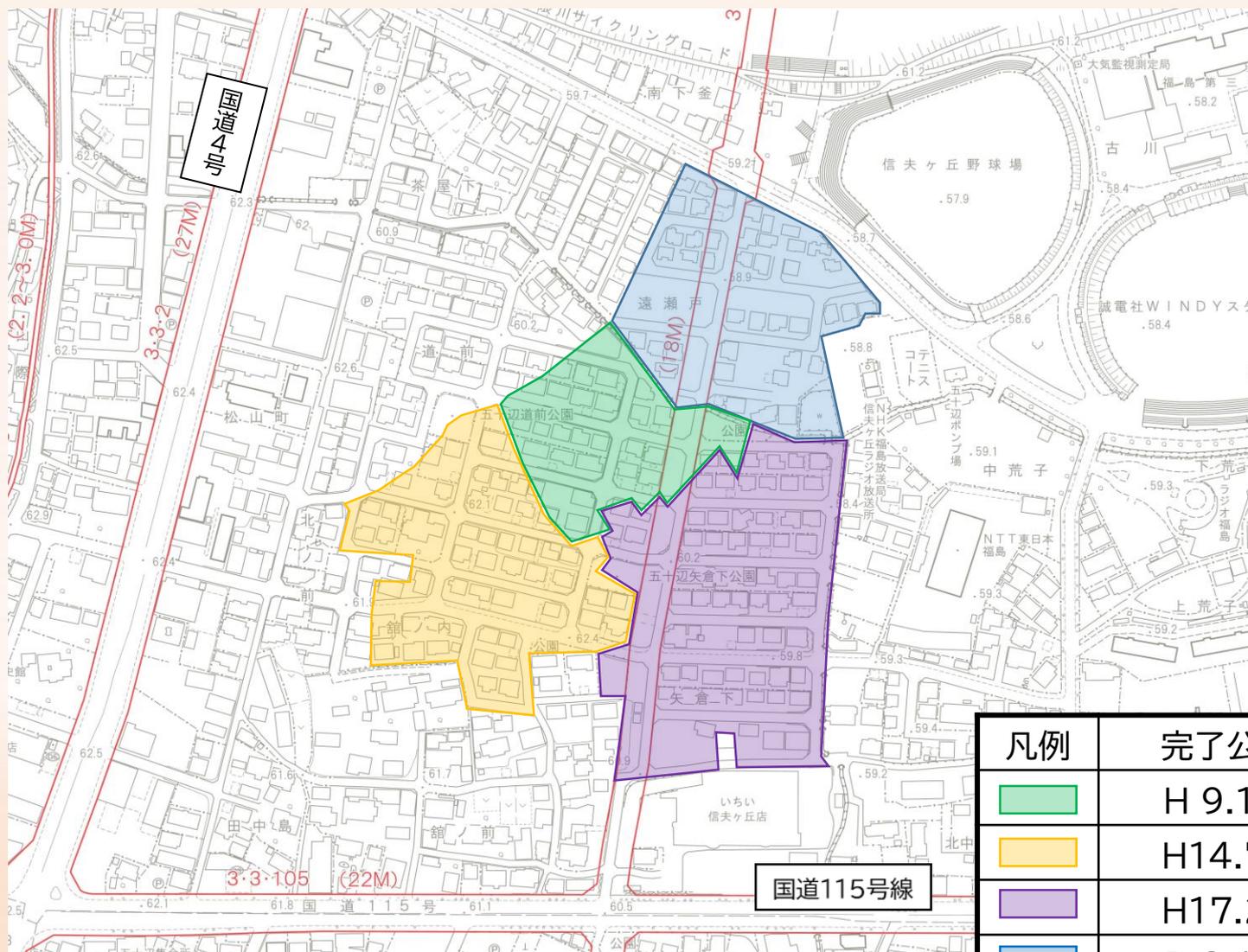
廃止するなら、いちい北側の交差点が見通しが悪いため、改良をすべきである。

⇒現在の道路用地は、開発行為において、区域内のすべての市有地を活用して確保した。

信夫ヶ丘球場付近の3区画分は、代替となる市有地の確保ができず、かつ本路線の整備時期が明確に決まっていないことから、用地取得は行わなかった。

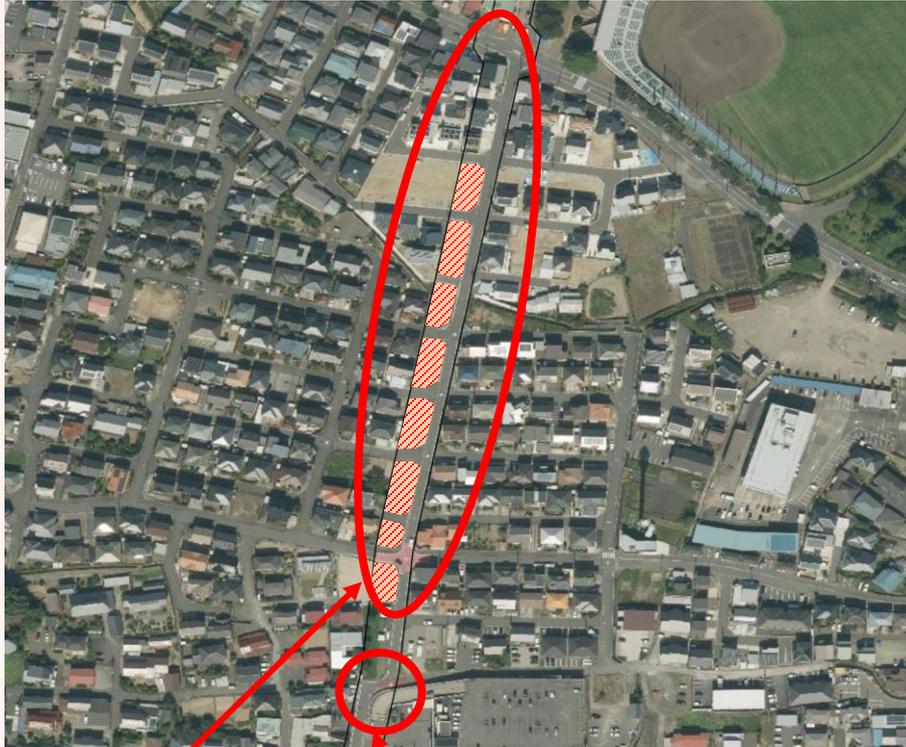
交差点改良は、地域の優先順位を勘案し対応することとなる。

渡利東浜町線 五十辺地区開発行為の経過



凡例	完了公告日
	H 9.12. 1
	H14.7.15
	H17.2.17
	R 2.11. 2

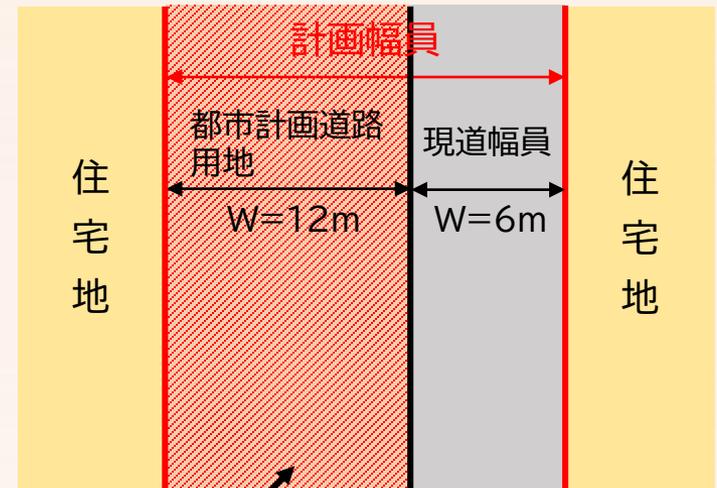
渡利東浜町線 五十辺地区開発行為の経過



クランクの交差点

都市計画道路に隣接する権利者より
一部反対意見があった。

<イメージ図>



開発時点で区域内の市有地を都市計
画道路用地として確保した。

変更手続きの経過及び今後の予定

- | | | |
|------|-------|-----------------|
| 令和7年 | 1月29日 | 都市計画案の公告・縦覧開始 |
| | 2月12日 | 縦覧終了（意見書無し） |
| | 2月27日 | 福島市都市計画審議会の開催 |
| | 3月上旬 | 審議会より市長へ答申 |
| | | 福島県（都市計画課）と最終協議 |
| | 3月中旬 | 都市計画決定の告示縦覧 |

報告案件

福島市立地適正化計画の改定について

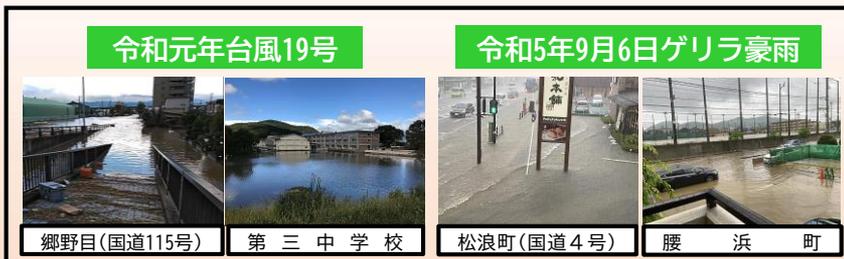
(1) 防災指針とは

(都市の防災に関する機能の確保を図るための指針)

- ・ 居住や都市機能を誘導するうえで必要となる、都市の安全の確保を図る指針
- ⇒ **地域の防災・減災の目標を達成し、
安全で安心して住み続けられる都市を
目指すために策定する取組み方針**

(2) 改定の背景

- ・ 近年の気候変動の影響により、令和元年の台風19号や令和5年のゲリラ豪雨等、**水災害（洪水・内水）が増加**



- **令和2年6月
都市再生特別措置法が一部改正**

⇒ 立地適正化計画の記載事項に
防災指針が追加

- **水災害が頻発・激甚化の傾向**

⇒ 安全なまちづくりを推進するため、
居住推奨区域における災害リスクに
対して計画的かつ着実に減災・防災
対策に取り組むことが必要



**災害対策とまちづくりが
一体となった取組みを
推進することが重要**

(3) 基本的な考え方及び取組み方針

① 水災害

- 「福島市国土強靱化計画」「水害対策パッケージ」で実施されている水害対策等と連携しながら取組み方針を定める

■想定最大規模（L2：1,000年に1度のレベル）への取組み方針

避難を確実ににする **【命を守る】**

取組方針	市の具体的な取組み	令和11年までの目標※1	備考
避難を確実にする取組み	早期避難についての周知・浸透		
	継続的に取組む施策		
	▶ 洪水ハザードマップの周知・浸透	継続実施	
	▶ ため池ハザードマップの周知・浸透	継続実施	
	▶ 防災訓練や講話による「自助」意識付けの推進	継続実施	
	▶ マイ・タイムライン等の普及及び訓練の実施	継続実施	
	▶ 地区防災計画の作成支援	継続実施	
	現在実施中で継続的に実施していく施策		
	▶ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援	計画策定率100%	
	▶ 個別避難支援プランの策定支援	策定率100%	浸水想定区域内を優先
	▶ まるごとまちごとハザードマップの整備	整備率100%	
	分かりやすい避難情報の発信		
現在実施中で継続的に実施していく施策			
▶ 地域防災計画（指定避難所等）の見直し	毎年検討を加え、必要に応じて見直し		
今後検討していく施策			
▶ 3Dシステムによる浸水リスクの可視化	整備率100%		

■計画規模（L1：50～150年に1度のレベル）への取組み方針

住宅被害の軽減を図る **【住宅を守る】**

取組方針	市の具体的な取組み	令和11年までの目標※1	備考
住宅被害を軽減する取組み	河川や下水道等の雨水対策		
	現在実施中で継続的に実施していく施策		
	▶ 阿武隈川堤防浸透対策・河道掘削（国）	継続実施	
	▶ 濁川河川改修（堤防整備・護岸整備）（県）	継続実施	
	▶ 市管理河川の整備	整備率100%	16河川、延長2.0km
	▶ 下水道（雨水渠）の整備促進（誠川整備）	整備率100%	延長890m
	▶ 被害発生のおそれが高い地区での雨水管渠の計画的な整備	継続実施	
	施設の一体的・総合的な整備等による浸水・治水対策		
	現在実施中で継続的に実施していく施策		
	▶ 既存雨水排水施設（ポンプ場等）の耐水化（全体5基）	4基整備	堀河町3基 郷野目1基
	今後取り組んでいく施策		
	▶ ガイドライン※2の策定	R6～R7策定	
貯留施設と浸透施設の設置・検討			
現在実施中で継続的に実施していく施策			
▶ 開発行為による貯留施設の設置	開発行為者に義務付け		
▶ 田んぼダム等の取組みによる浸水対策	整備区域の拡大	5地区以上	
今後検討していく施策			
▶ 公共施設、民間施設、一般住宅への貯留施設検討	補助制度について検討		

② 大規模盛土造成地

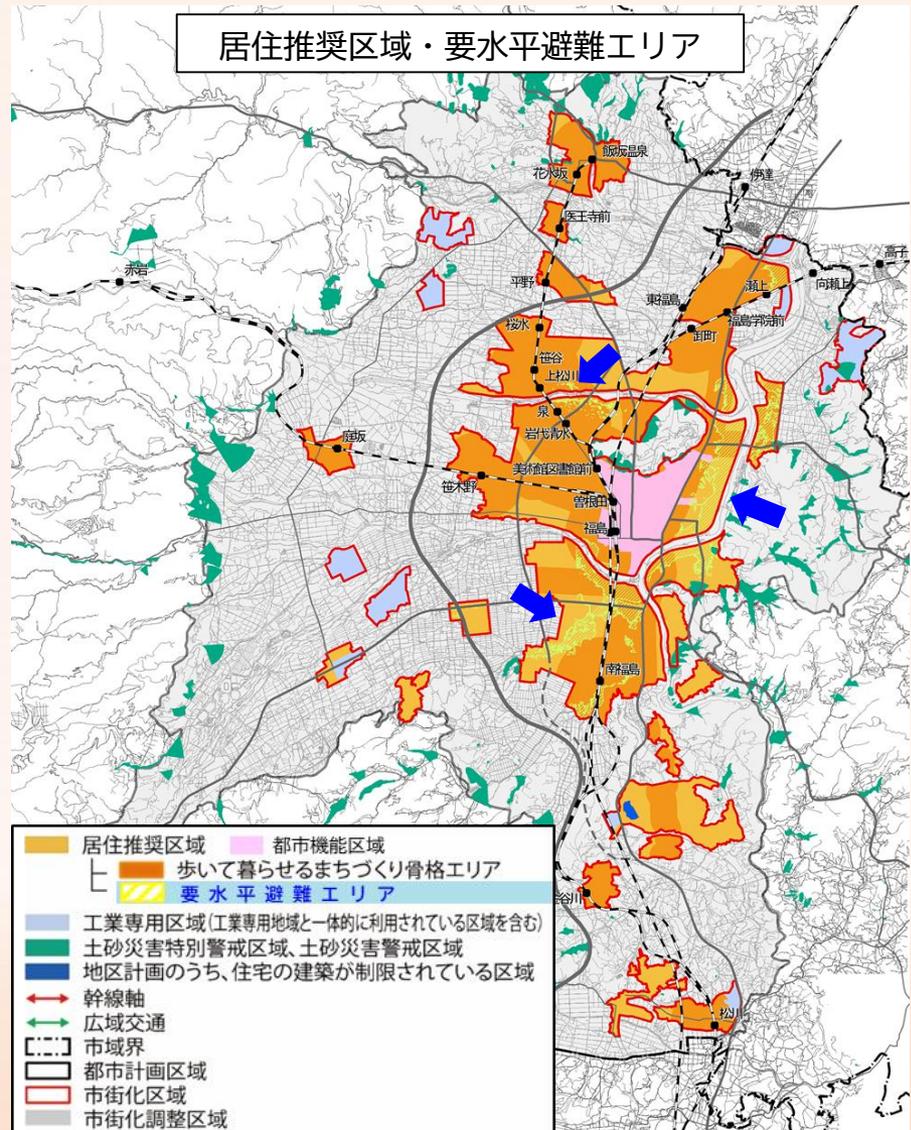
- 居住推奨区域の全域を宅地の防災対策を促進する区域として取組み方針を定める
→安全性確認の結果、喫緊の課題はないことを確認したため、変動予測調査等による宅地の安全確保を図る取組みとする

(4) 居住推奨区域における 要水平避難エリアの設定

- ・ 居住推奨区域※において、計画規模（L1）で0.5m以上の浸水が想定される区域を
早めの避難を促す**要水平避難エリア**として設定する
- ・ ただし、立地適正化計画区域（都市計画区域）の内外を問わず、
早期の避難を促していく

※立地適正化計画で設定している区域

- **居住推奨区域**
一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導するべき区域
→ 右図 ■ のエリア（市街化区域；工業専用区域等を除く）
- **都市機能区域**
医療・福祉・商業・教育等の高次都市機能を都市の中心拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
→ 右図 ■ のエリア（中心市街地を基本とした区域）



(1) 誘導施設とは

- 都市機能区域内に誘導する
広域的な医療・福祉・商業・教育等の
高次都市機能施設（右表参照）

(2) 追加する施設

- 高等学校及び公立以外の中学校・小学校

(3) 改定の理由

- 高等学校は大学等と同様に高次都市機能
→ 高次都市機能を都市機能区域内に
集約していくため、
誘導施設に位置づける
- 国立・私立の小・中学校は
広域を対象としている
→ 市外の住民も対象とした施設につい
ては、その利用者（通学者）の増減が
公共交通の維持に大きく影響するため
施設に位置づける

<誘導施設一覧>

都市機能	誘導施設	面積規模等	都市機能区域内の既存施設
医療施設	地域医療支援病院 (医療法第4条)	延床面積： 10,000㎡以上 ベッド数： 200床以上	大原綜合病院 福島赤十字病院
文化施設	図書館 (図書館法第2条第1項) 美術館 (博物館法第2条第1項) 公の施設 (地方自治法第244条)	延床面積： 6,000㎡以上	県立図書館 県立美術館 音楽堂 等
商業施設	小売商業施設 (県商業まちづくりの推進に関する 条例第2条の7)	売場面積： 6,000㎡以上	MAXふくしま エスパル福島 AXC 等
行政施設	地方自治法第4条第1項 に定める施設	延床面積： 6,000㎡以上	県庁 福島合同庁舎 等
教育施設	大学 (学校教育法第83条) 短期大学 (同第108条) 専修学校 (同第124条) 追加 高等学校 (同第50条) 公立以外の 中学校 (同第45条) 小学校 (同第29条)	延床面積： 6,000㎡以上	県立医大保健学部 福島学院大 駅前キャンパス 桜の聖母学院短大 県立福島高校 県立橋高校 松嶺学園福島高校 福島大学附属小 桜の聖母学院小

